

アライグマ・ハクビシン駆除申込書兼指示書

申込者は、町田市に対して、アライグマ・ハクビシンの駆除を申し込みます。
なお、環境共生課に、申込対象であることは事前確認済みです。

| | | | | |
|---|--|--|----|--|
| 申込者 | カナ 氏名 | | 電話 | |
| | 住所 | | | |
| 申込者と所有者が異なる場合、所有者の承諾をもらった上で下記の所有者氏名、電話欄も記入し、 チェックボックスにレを記入して下さい。 | | | | |
| 所有者 | 氏名 | | 電話 | |
| | <input type="checkbox"/> 所有者の承諾はもらっています | | | |
| 捕獲器設置場所 (チェックボックスにレを 記入、住所地と異なる場合 は設置場所も記入して下さ い) | <input type="checkbox"/> 住所地と同じ | | | |
| | <input type="checkbox"/> 住所地と異なるので以下に記入します | | | |

申し込みにあたり以下の事項について承諾します。

- 委託業者への個人情報の提供。
- 事前調査において、明らかにアライグマ・ハクビシンでないことが判明した場合、捕獲器は設置しない。
- 原則として、捕獲器の設置は申込者の指定する住宅の屋内に限る。
- 設置期間中の毎日の見回り、エサの用意と交換は、申込者が行うこととする。
- 申込者は、捕獲器に動物が捕獲されているのを発見した場合は、速やかに委託業者に連絡する。
- 申込者の指定する住宅等への捕獲器の設置台数は、原則として 1 台とする。期間は最長3週間とし、
その間に捕獲に至った場合は、その捕獲時をもって設置期間を終了とする。ただし、捕獲した後も引
き続きアライグマ・ハクビシンの捕獲が見込まれる場合、最初に箱わなを設置した翌日から起算して最
長3週間を設置期間とすることができる。
- 捕獲器に不具合が生じた場合は、委託業者に連絡する。捕獲器の亡失・破損が、明らかに申込者の
責任と認められる場合は、町田市は申込者に同等物品の弁償を請求できる。
- 同一敷地内の建物への申し込みは、年度中 1 回限りとする。
- アライグマ・ハクビシン以外の動物が捕獲された場合は、敷地内に解放することに同意する。
- 事故発生時には、申込者の責任において解決する。
- 本事業とは別の作業を依頼する場合は、直接委託業者と駆除料金等の相談を行う。

年 月 日

申込者氏名 _____

<以下、市使用欄>

| | | | | | |
|------|--|-------|--|--------|--|
| 受付番号 | | 電話連絡日 | | 指示書送付日 | |
|------|--|-------|--|--------|--|